

# 月刊 労運研レポート No. 9

2015年3月10日号

- ・巻頭言 「成長戦略の柱として進められる『雇用破壊』攻撃」 遠藤 一郎 2P
  - ・闘いの報告 「世界キャンペーン・時給15ドルに」 山田 真吾 4P
  - ・兵庫発「全国同時アクション・パート春闘キャラバン」 兵庫県パート・ユニオンネット 4P
  - ・全労協発「沖縄の人々と連帯し、建設を許すな!」 庄子 正紀 5p
  - ・オピニオン「労働者を労働者として受け入れる取組を!」 中島由美子 8P
  - ・「働く仲間の団結で、職場から差別をなくそう!」 11P
- \*職場チェック表

■発行・労働運動研究討論集会実行委員会(労運研)

(東京都大田区蒲田 5-10-2 日港福会館 4F 全日本港湾労働組合中央本部気付)

■発行責任者・伊藤 彰信 ■年間誌代:2000円

■<http://rodoundokenkyu.jimdo.com/>

■郵便振替 00130-7-360171 労働運動研究討論集会実行委員会

■電話・FAX 03-3894-6620 ■mail /roukenj2014@yahoo.co.jp

生涯派遣、正社員ゼロの派遣法改悪を許すな！

過労死促進＝高度プロフェッショナル制導入反対！

成長戦略の柱として進められる「雇用破壊」攻撃

遠藤一郎（労運研事務局次長）

2014 日本再興戦略閣議決定に基づき、成長戦略の柱として雇用破壊攻撃が進められている。安倍政権は、産業競争力会議、規制改革会議、経済財政諮問会議など政府と民間議員（労働代表を除く財界、安倍好みの有識者によって構成）による一方的な議論を積み重ね、成長戦略の疎外物として労働分野の規制を岩盤規制と規定、トップダウンでこれを解体することに力を注いできた。その主な項目は、①労働者派遣法の改定、②労働時間規制の撤廃（フレックスタイム制、裁量労働制の要件・手続き緩和、ホワイトカラーエグゼンプションの導入）、③多様な正社員の普及・拡大、④解雇の金銭解決制度導入、⑤外国人労働者の運輸・建設・介護・家事労働への導入と就労期間の延長などである。

労働者派遣法改定案は昨年通常国会、秋の臨時国会に提出されたが、いずれも審議未了で廃案になった。通常国会では政府提案に誤記があり、他の法案の審議に時間がとられたこともあり、実質審議入りせず廃案になった。秋の臨時国会では、与野党対決法案といわれたが、本格審議開始の直前、公明党が修正案を提出、審議冒頭から大混乱。さらに、塩崎厚生労働大臣が、法案と正反対の答弁をして、大臣が法案を理解していないことが暴露され、まともな審議はほとんど行われなかった。安倍の雇用破壊に反対する共同行動や連合などすべての労働団体、日弁連、日本労働弁護団などオール法曹界、そして過労死防止対策法を成立させた過労死家族の会などの反対運動が組み込まれ、格差と貧困、雇用劣化がさらに進むのではないかというマスコミのキャンペーンも広がり、安倍の会期中途の解散の動きが重なって、再び廃案になった。

全労働者の反対の声が国会に集中し、通常国会に続き 2 度目の廃案を勝ち取った。同時に、今回の派遣法改訂法案が、提案者が欠陥を自覚するほど悪い内容であり、担当大臣が自ら常識に沿って行った答弁が、法案と食い違うほど「常識」外れの法案だったことが暴露されたことを確認しておかなければならない。

◇

◇

◇

15 年通常国会にみたび派遣法改悪案が提出される予定だ。「生涯派遣」「正社員ゼロ」を拡大する規制緩和を行わず、「均等待遇」と「臨時的・一時的業務への限定」「登録型派遣、製造業派遣の禁止」を軸とする労働者派遣法改正を求めていく。

労働政策審議会労働条件分科会で 2 年前から、労働時間規制のあり方について審議が行われてきた。審議の中心は、労働実態の把握から、働き過ぎ防止に関する議論が先行していた。一方、再興戦略 2014 改訂版が昨年 6 月閣議決定され、①過労死防止、ブラック企業撲滅、②「時間ではなく

成果で評価する働き方」(焼き直しホワイトカラーエグゼンプション)の創設、③フレックスタイム制規制緩和、④裁量労働制の新たな枠組み作りが「働き方改革」の主義題として打ち出された。この閣議決定の過程には労働者代表は参加していない。以降、4項目の審議が続いてきた。おりから、昨年の臨時国会で、「過労死防止対策推進法」が国会で満場一致で成立したことから、第1項目の具体化に大きな期待がかかった。たしかに、審議時間は第一項目に多くの時間を費やしたが、15年2月13日に出された「報告＝建議」は全くの期待はずれのものであった。第一に、「過重労働等の撲滅」については、労働側が繰り返し主張し、最も有効な規制である「時間外労働上限規制」「休息时间(勤務時間インターバル)規制については、「結論を得るに至らなかった」として除外されてしまった。フレックスタイム制の精算期間の延長、裁量労働制の営業業務への拡大、手続き要件の緩和、高度プロフェッショナル制度＝過労死促進、残業代ゼロ法＝の創設は、労働者側が最後まで反対したにもかかわらず盛り込まれた。

今回の労政審のとりまとめ方は異常だ。公労使3者構成で労働関係の法改定のあり方を協議し、合意を得たものを立法化すると言うのが国際労働機関(ILO)でも定められたルールだ。労働側の主張を退け、日本再興戦略2014改訂版に即した結論を何が何でも出そうとした今回の審議会の運営は強く批判されなければならない。とりわけ、公益の立場から有識者を代表して入っているはずの公益委員が審議の中で全く役割を果たしていない、逆に、強引にとりまとめのイニシアチブをとったことに強く抗議したい。

焦点の労働時間規制適用除外の働き方については、対象者を年収1075万円以上の者に限定、働き過ぎ防止のため①年104日の休日取得、②一ヶ月の在社時間のなどの上限、③終業から翌日の始業までのインターバル規制、のいずれかを選ぶという。年収要件について、マスコミでは早くも「対象を拡大する取り組みが欠かせない」と主張している。年収要件は法案成立後に省令で定められる。引き下げが容易に大なわれる危険が大きい。また、働き過ぎ防止であげられている項目はどれか一つが満たされればよいものではない。「働き過ぎ防止」は全労働者が対象であり、年収1075万以上の労働者だけが対象であるはずがない。時間外労働の上限規制、割増率の引き上げなど、過労死を許さない、人間らしい働き方実現に向けた労働時間規制・働き方規制強化こそ求められている。

裁量労働制、フレックスタイム制の要件、手続きの緩和も労働時間規制撤廃への手段として使われることが明確であり、反対していかねばならない。

◇

◇

◇

法案の審議は、いずれ、予算審議が優先され、4月以降、派遣法改定案、労働時間規制撤廃法案が審議入りするだろう。派遣法は本年9月施行、労働時間関係は16年4月施行を目指すという。集団的自衛権行使容認に関連する「戦争諸法案」も統一地方選後に上程されるだろう。政府は大幅会期延長をしても、数を頼みに、すべての課題についてごり押しをしていくと予測される。

労働者の総反撃で、この悪法を葬る闘いを国会の内と外で展開しなければならない。国会の審議抜きに、「限定正社員の普及・拡大」や「運輸、建設、介護、家事労働への外国人労働者の導入」は着々と進められている。「解雇の金銭解決」も解雇事件解決水準の事例調査・情報収がすでに始まっている。これらの動きにも注意を払い、有効な反撃を加えていかなければならない。

首都圏青年ユニオン・山田真吾

2013年にSEIU（全米サービス業従業員労組）は全米100都市以上でファーストフード労働者にストライキを呼びかけ、「時給15ドル」運動を提起し大きな反響を呼びました。

日本でも、昨年5月15日に東京・渋谷を中心に全国各地で「ファーストフードの時給1500円にしてよ！！」という運動が行われました。SEIUやアメリカのファーストフード労働者たちが「時給15ドルに引き上げを！」と呼びかけ、当時1ドル100円であったことから「時給1500円にしてよ！」というスローガンとなりました。

5月15日の成功を受けて、同年9月4日には全米150都市でファーストフード労働者たちが時給15ドル以上の引き上げと労働組合結成権を求めるストライキ行動を行い、日本から全労連と首都圏青年ユニオンがロサンゼルス市での行動に駆けつけました。

そもそもなぜファーストフード労働者が時給引き上げを求めるのか。2008年のリーマン・ショック以降、全米では時給は低下しており、時給15ドル以下の仕事ばかり。ロサンゼルス市長は市内の最低賃金を時給13.5ドルに引き上げると宣言をし、2014年9月1日のレイバーデーにはオバマ大統領も最低賃金問題やファーストフード労働者の賃上げ行動に連帯を表明していました。しかしながら、最低賃金水準に近い労働者には労働組合の加入要件を満たされる事が少なく、権利も賃金も低水準となっています。

今回のストライキに立ち上がったロサンゼルスのマクドナルドで働く労働者たちは、「生活苦から逃れるため、子どもたちの将来のため」、「自分たちはハードワークをしているのに、今の賃金はその仕事ぶりに見合わない」、「自分のためでもあるが、多くの労働者のためでもある」と立ち上がる理由を口々に話しました。貧困の連鎖を防ぐためには労働者の賃上げは急務です。

日本でもリクルートジョブズ調査で三大都市圏の2014年12月平均時給は966円となっています。（リクルートジョブズ-2014年12月度 アルバイト・パート募集時平均時給調査）しかしながら、東京都最低賃金888円、全国加重平均は780円となっており、この賃金水準では1日8時間月22日労働をしてもまともに生活することや結婚し、子どもを産み育てることは不可能です。最低賃金を全国平均時給1000円に引き上げるという政労使合意がありますが、あと5年でこの目標まで到達させ、さらに上の賃金水準を目指すようアメリカの闘いを学びながら日本でも旺盛な運動を展開していきたい。

## 兵庫県パート・ユニオンネットワーク

「2015年パート春闘キャラバン」が2月28日、約80人が参加して神戸市内で行われた。同キャラバンは、自治労県本部臨時評とひょうごユニオン、各地域ユニオンでつくる兵庫県パート・ユニオンネットワークが毎年、春闘期に取り組んでいる行動で、今年はコミュニティ・ユニオン全国ネットワークによる「ユニオン全国同時アクション」の一環として行われた。アクションは「最

賃、いますぐ時給 1000 円!生活できる賃金」をスローガンに掲げ、「最賃の引き上げ」をアピールした。行動では「最賃の時給はいくらにすべきか」と、通行人にシール投票を呼びかけた。

午後 1 時 30 分から神戸市中央区の花時計で始まったミニ集会には、スローガンを大書した横断幕、各労働組合ののぼりや手づくりのメッセージボード、さらに参加者の胸と背中にはゼッケンと、色とりどりの小道具がにぎやかに集まった。そのなか、前段の行動として午前中に取り組みされた尼崎、三ノ宮、明石、姫路の 4 か所のターミナルでの行動がそれぞれ報告され、氣勢をあげた。

その後、三宮の街中を元町までデモ行進、途中、「パートにも生活できる賃金を!」「最低賃金を引き上げろ!」「官製ワーキングプアをなくせ!」などのシュプレヒコールが元気に響いた。

JR 元町駅前、マイクやビラなどで呼びかけながら、「最賃時給はいくらにすべきか」をシール投票の形で通行人に示してもらった。

一時間近くの行動で、600 人近くがシール投票に応じてくれたが、最も多かった回答は時給一千元。全体の 7~8 割が一千元以上のゾーンだった。ただ、自分の時給をあまりよく知っていない人も多く、一千元の時給で一日 8 時間、日本の平均的な年間労働時間である 2 千時間を働いても年収はかろうじて 200 万円、月収にして 17 万円弱だと知って驚く人もいた。だが、「現行の最低賃金(兵庫県 776 円)は低すぎる」が、圧倒的多くの人が持つ感想だ。

この日の全国同時にアクションは、と栃木、東京、神奈川、静岡、愛知、三重、京都、大阪、兵庫、福岡の 10 都道府県で取り組まれた。

## 全労協発

## 沖縄の人々と連帯し、建設を許すな!

「全国一般東京労組・全労」沖縄派遣団

庄子 正紀

### 辺野古ゲート前テントを守りきる! 創意工夫の闘いに希望!

私たちは 2 月 25 日から 28 日まで、東京労組、全労合わせて 5 名で辺野古テント撤去期限が迫る現地闘争に参加した。新聞輸送分会では職場で呼びかけカンパを募り代表として 2 名の仲間を送ることを決定し、参加することができた。

2 月 25 日(水) 快晴

午前中、摩文仁の丘、アプチラガマまで見学した。摩文仁の丘を登ると自衛隊が牛島満の碑の前で研修中。牛島満の略歴を話したあと「彼がいたから 90 日間ももった」などと説明していた。

沖縄では本土決戦に備えたその 90 日間で 20 万人を捨て石としたのではなかったか。その後本土への大空襲、広島・長崎への原爆投下を招いたのは、そんな上部の英雄譚ではないのかと、その思い上がりに嫌気がさした。暗い気分ですぐ売店に立ち寄ると、オバーが「何処から」と聞いてきたので、先ほどの事もあり「東京です。辺野古に基地反対で行ってきます」と言うと「これ持っていきな

い」とさんぴん茶を出してくださったので涙が出そうになった。こんなオーバーからも思いを伝えられ、その場で沖縄笠を買って辺野古へと。

2月26日(木)

ゲート前の空は明るくなるものの風が吹き、正午から雨足が強くなるようだ。キャンプシュワブゲート前では、毎朝基地建設のための工事車両、海保と防衛省職員を入れさせないための車両を止めての攻防が続く。ゲート前をデモして簡単な集会が行われる。このようなスタイルを風雨の時も毎日235日間続けられている。

今日がテントの自主撤去の期限のため、テントをどうするかを巡って昨日からの対岸の緑地帯に移動することを決めるも、国交省職員がテントを設置することを阻むための柵を作るので、資材だけシートで覆われている。テントは、日夜の車両監視の為市民の安全を守るためにつくられた辺野古の闘いの象徴のようなものだ。それを権力による一方的な指示のもとに撤去せよ、さもなくば強制撤去をちらつかせ傲慢さとは生命の安全とは対局にある基地そのものの態度といえそうだ。国交省の役人との交渉決裂だ。緑地帯に作業員たちが立ち入れないようにフェンスを張る前に、私たちがフェンスを横断幕で埋め尽くしテントを設置し、対峙しようとなり、全面的な対決となる。

午後、降りしきる雨の中、私たちは第三ゲートまでデモをする。第三ゲートからは海上での工事の様子も一望でき、カヌー隊への激励コールができる格好の場所だ。ゲート入口には、何者かが一般道に勝手に茶色で新入禁止ラインを引いている。法による進入禁止ゾーンが、誰を進入させないものか、このラインからも垣間見えてくる。

本日は沖縄県が辺野古の海底調査をしている最中。工事によって珊瑚への損傷の可能性があれば知事による工事の中止を決定する。しかし政府は、県が海底調査を実施しているにも関わらずボーリング調査用の超大型スパッド台船を向かわせているという。沖縄の民意をお構いなく踏みつぶしていく中央政府の驕りが透ける。

一旦宿に帰る前に、座り込みに参加されていた韓国から来た方とも話げできた。かれらは、韓国済州島はカンジョン村(江汀村)で基地反対している若者たちで「軍隊のない平和な東アジアを作りましょう」と話していた。夕方には国交省職員がやって来て「口頭での指導」としながら本日までに撤去しなさいと言ってきた。午前0時をもってテントの撤去期限だ。テント前で緊張した面持ちで構えていると国交省職員が道路を二手に分かれてやって来た。

夕方以降、職員は度々このように回ってくるのだから、今回は違いそうだと現場の砦の息遣い、緊迫感が伝わってくる。私たちは隣の間とスクラムを組んで待ち受ける。しかし、職員たちはそのまま引き返す。

その日は、総勢70名以上の体制で夜を徹してテントを守っている。山城博治さんの司会で全国から来てくれた学生たちが発言していたが、それぞれが率直な思いを発言され勇気をいただいた。山城さんが「もっと沖縄の人間がビールなんて飲んでいないで駆けつけるべきだ」と発言すると、学生からは「むしろ沖縄の人たちに本土の私たちが基地を強いている事を思うと、そんな発言をさ

れて申し訳ない」と発言があり、沖縄と本土の違いも、そして若者が未来につなげようとする希望も見える思いだった。

沖縄で選出された糸数国會議員や沖縄の反基地建設の意思を持たれている議員らも夜を徹していた。2:00頃宿に戻り仮眠する。明朝が山場か。

## 2月27日

ゲート前は若干風がふき、朝から冷え込む。7:00頃から機動隊のカマボコ車両二台がゲート前に入り緊迫したまま朝を迎える。そして今日は何時にもなく米軍の装甲車両が通る。ライフルをも携行したバスが平然と国道を通過する。通行する米軍車両にも「ノー ベース」「ゴーホーム」と沖縄の人々の怒りが叩きつけられる。

全国から届き、支援の輪で生活してきた物資だけでも、と緑地帯に設置されたテントも両方とも撤去となりそう。そういえば、昨日の沖縄タイムスでは、米高官が1月上旬に抗議行動の排除を主張していたと。22日の二人の拘束の後にわかったとの事。

アメリカの辺野古反基地住民運動へのあからさまな弾圧指示と政府による地元官僚を呼び出して発破をかけて、今日に至るということか。座り込む人たちの「来るなら来い!」という思いがひしひしと伝わってくる。これでも撤去をするならば沖縄県民の総意を敵に回してでも構わないとする暴挙だと山城さんの発言が響きわたる。ヤツラは本気だ。しかし、沖縄の人々の強さを日々感じる。

結局、撤去期限が過ぎた今日の空白の時間。何時も朝や夜、人手の少ない時に襲ってくるのだが、そんな感じもなく一日が終わろうとしている。

## 2月28日(土)

米高官の排除発言は、米高官自らが一転して発言を否定、菅官房長官までもが排除を指示していないという始末。現場では、国交省職員数人が24時間体制でテントを監視していたが、疲弊していると職員自らが漏らしていると今朝の琉球新報。

国交省職員がひっきりなしに来るので、私たちは逆にジュゴンやプラカード、太鼓を手に手に職員に同行するというユニークな創意工夫のデモでお出迎え。流石にこれは、命令一下でロボットのようになさ迷う国交省職員を意気消沈させてしまったのも無理はない。

昨日の夕方、外れの方まで行くと職員の一人がうな垂れていた。見ている私たちを気にしたのかスクットと立ち上がったので「無理しないでね。あなた一人の身体じゃないんだよ」と声をかけると辛そうに笑いかけられる。政府が発破をかけ、現場では奴隷のように使われた職員が疲弊していく。

職員も公僕でもある前に人間だ。職員の疲労感を見ていると、海保とカヌーで渡り合い沖縄の人々を味方につけた粘り強い抵抗闘争があるからゲート前のテントが守られているのかなあと実感する。

237日の朝、そんな思いで辺野古をあとにした。

辺野古には沖縄の未来だけでなく、世界にも通用するカネではなく人間が主人公の社会の姿があるように感じた。そして多くの方々にカンパや励ましをいただきました。その力は、辺野古の行動に合流する皆の力となりテントを守り抜くことができました。ありがとうございました。

28日以降は辺野古現地に通ってらっしゃる東京労組の石原さんにバトンを託してきました。

(全労協ファックス情報より転載)

## オピニオン

「おもてなし」の国の外国人労働事情

### 労働者を労働者として受け入れる取組みを!

全国一般労働組合東京南部

書記長 中島由美子

政府は、2020年には、日本を訪れる外国人観光客を年間2000万人にするという目標を掲げている。メディアは、訪日外国人旅行者数の増加を「おもてなし」という標語で歓迎を示す一方、ワイドショーでは、ドラッグストアで大量に買い物をする中国人観光客を揶揄する。経済的な歓待と、ことさら文化の違いを強調するひんしゅくが日本社会に入り交じっている。

作家曾野綾子は、産経新聞紙上に、「移民を受け入れた上で、住居は別にしろ」というアパートヘイトを許容するコラムを書き、大きな批判を浴びた。批判は当然だ。このような差別記事を掲載することを許すメディアの状況は恐ろしい。だが、彼女が「外国人労働の受け入れ」について賛成であることに注目すれば、異文化を理解することなく、人手不足を使い捨て外国人労働でまかなうという、実に安倍総理のブレーンらしい発想がわかる。移民受け入れとナショナリズムを対立させる構造は、安い労働力を正当化させるプロパガンダである。

◇

◇

◇

オリンピックと復興への人手不足の対策として、建設ならびに造船における外国人労働者の受け入れ拡大が、この4月から実施される。「建設分野での外国人材の活用に係る緊急措置」にもとづき、建設分野の技能実習修了者について、入国資格を就労目的の「特定活動」にし、即戦力として採用する。

外国人労働者の大量の受け入れが始まる時に、いまだに移民労働の是非を論議しているほど、お花畑な状況ではない。事態は、労働組合が、今すぐ、外国人労働者に対する労働基準法違反、労働災害などの権利侵害、人権侵害を根絶させ、労働者を労働者として受け入れる取組みをしなければならないところにある。

◇

◇

◇

「深刻な事態」の具体例を挙げよう。

ひとつは、「国際貢献」「技術の海外移転」という特別な制度でありながら、結局は国内の業界団体の求めに応じた低賃金労働の確保、供給源になっていることが大きな問題とされる技能実習制度だ。

ある中国人女性技能実習生は、茨城で大葉の結束作業に従事、賃金を時間で割ると一時間あたり300円にしかならない長時間労働の中、毎日のように、農家の主人に、身体接触や風呂場を覗かれるなどの猥褻行為、性的虐待を受けた。監理団体に訴えたところ、「おとなしく3年間働いていれば、また日本に来ることができる。そうでなければ帰す」などの脅しを受け、性的虐待はなかったことにされた。劣悪な住居に住まわされ、外部との接触は遮断された。人権団体に駆け込んだ実習生に対しては、特に酷い見せしめの扱いを受ける。外国人技能実習生権利ネットワークによれば、これは典型例だそうだ。

◇ ◇ ◇

つぎに、ケースとしては労災と未払い賃金だが、全国一般労働組合東京南部に寄せられた相談だ。

トルコ人労働者は、従業員約100名の食品工場で働いた。正社員は日本人が17名、他は非正規労働者で半数以上が多国籍の労働者だった。時給はほぼ最賃、長時間労働が常態だが割増賃金はなし。外国人労働者は2DKのアパートに4~5人で住み、寮費・光熱費として4万円、作業着代1.5万円、昼食弁当代実費等が給料から控除されている。彼は、工場の他の外国人労働者と2DKのアパートに5人で住んでいたが、全員給料から天引きされているにもかかわらず、電気とガスが料金滞納で止められた。警察に相談したが、助けてくれず絶望。仕事で腰を痛めたのを機に会社を辞めた。工場の仕事は、\*外国人労働者を集める外国人手配師からあっせんしてもらった。手配師は、企業と労働者から手数料を取った。手配師は「日本では通常最初の月の給料は辞める時に払われることになっている」と言い、入社した最初の月の給料が払われなかった。入社2ヶ月目、寮費など2か月分引かれると、給料は手許に4万円だけ残った。お金がないので、逃げ出したいくても逃げ出せなかった。

◇ ◇ ◇

さらに、もう一つ。「日本再興戦略2014」に盛り込まれた「外国人家事支援人材の活用」だ。地域限定の規制緩和である国家戦略特区の枠組みで試行的に始めるとされ、「外国人家事支援人材の活用」に名乗りを上げている自治体に大阪府と神奈川県がある。

女性の活躍推進法や女性労働との絡みで語られることの多い問題だが、私が驚いたのは、労働組合のかなりの人たちが「安い賃金で誰がお手伝いさんを雇えるというのか」などと、富裕層との格差問題として議論していたことだ。「家事労働」というだけで、働く人のことなど少しも考えないところが、根深いこの国の女性差別を表している、という問題はさておき、いったい、この「外国人家事支援人材」は、どのような立場で、どのような仕事をするのだろうか。

厚生労働省は、従来の外国大使、領事館などに帯同し、家庭で家事労働を担う労働者と違い、「家事支援サービス企業」に雇用される労働者として、労働法が適用されると回答した。派遣法によって、個人宅に派遣される場合もあり得るが、請負でも派遣でも適用法に正しければOKというのが彼らの立場だ。内閣府地域活性化推進室は、サービス内容は炊事、洗濯など家事を想定しているという。しかし、家庭という閉鎖的な場所での労働だ。上述の技能実習生のように、何があるかわからない。また、家事サービス代行業界団体は、渡航費、日本語研修等の受け入れコストがかかるので、「国には最低賃金を下回る賃金も認めてほしい」と要望する。論外な要望も、国家戦略特区の

制度設計の根幹が規制緩和にあるからこんなことが言えるわけで、技能実習制度で起されている問題が繰り返されるおそれは充分にある。

家事労働者の定義も家事労働とは何を指すのかさえも曖昧なまま、業界の顧客ニーズは、シングル中年男性や高齢者家庭などに拡大している。拙速に受け入れるのではなく、まず、「家事労働者のためのディーセント・ワークに関する条約」(ILO189号)の批准が不可欠だ。これは移住労働者を支援する団体や労働組合、幅広い女性運動の枠組みで喫緊に取り組む課題である。日本では、個人家庭で指揮命令を受けて家事労働をする労基法適用の家事労働者を、まだだれも経験していないばかりか、これまでおもに女性が無償で担わされてきた家事労働が有償労働になろうとしているのだから、もっと大きな議論になっていいはずなのだ。

---

\*この手配師のエピソードは、労働者事情と移民問題について描いたケン・ローチ監督映画「この自由な世界で(It's a Free World)」(英2007) さながらである。

### 「労運研第3回研究会」

#### ■テーマ「公務現場での混合組合を考える」

公務職場での臨時・非常勤職員は3割を超えていると云われます。それに業務を請け負う民間労働者を加えると半数を超えられると思われまふ。指定管理者や独立行政法人化が進み、労働条件の不安定化とともに官製ワーキングプア等、深刻な状況が指摘されています。

非正規・正規、「官・民」の労働者の連帯、「要求・交渉・闘争・妥結」での「統一・共同」は不可欠の課題としてあることは関係者の中では論理的には確認できていると思ひます。しかし、実際は遅々として進んでいないことも現実です。その困難な壁は適用される法律が違ふということが重要な要因として横たわっています。地方公務員にあっては常勤の一般職には地公法、非常勤などの特別職には労組法、現業職や公営企業(水道や交通等)は地公労法が適用されることになっています。一般職公務員の労働組合を地公法では「職員団体」と規定し、団体協約(労働協約)の締結権・争議権が否定されて、その代償措置として人事院(人事委員会)または公平委員会による救済が得られるとしています。そして職員団体の登録要件には、「職員のみを持って構成されること」となっており、そのことによって「適法な交渉」と「在籍専従」が認められています。

月刊「労運研レポート」1月号で「混合組合の活用と新たな公務労働運動の展開」と題して大阪教育合同の十数年の闘い、「混合組合は非正規公務員だけでなく正規職の権利拡大というブーメラン効果を生んでいる」と山下氏が報告と問題提起をしています。詳細は研究会での報告に譲りますが、「同一の職場に勤務する者の団結を阻むものは何か。ひとえに主体の側の問題ではないだろうか」と。

公務労働者と中小民間・正規労働者の連帯と共同が今こそ強く求められる情勢下で「混合組合」が模索され始めています。これを「連帯のツール」にできないか、克服すべき課題はなにか、そんな問題意識で研究会を開催します。

多くの皆さんの参加を期待しています。

日 時 4月12日(日)14時～16時30分  
場 所 飯田橋「東京しごとセンター」セミナー室  
問題提起 山下 恒生氏  
(大阪教育合同労組特別執行委員)  
参加費 500円(個人賛助会員は無料)

## 働く仲間の団結で、職場から差別をなくそう!

非正規労働者が2000万人を超えた。日本の労働者の40%のものなろうとしている。しかし、政府は2度も頓挫した労働者派遣法の改悪に執念を燃やし今国会で再び成立させようとしている。更に低賃金・無権利の非正規労働者が拡大することは明らかである。また8時間労働制を破壊して時間労働を合法化し、過労死・過労うつを拡大しようとしている。

正規労働者と非正規労働者を差別し、対立させて資本の意のままに労働者を操り、すべての労働者から権利を剥奪し、低賃金で働かせるシステムを完成させようとしている。

こうした攻撃に対抗するには、職場から正規・非正規労働者の団結によって差別を許さない闘いが不可欠である。労契法20条はその武器になる。職場を点検し差別をなくす共同の闘いが求められている。

非正規労働者(期間の定めのある労働契約を締結している)であることをもって労働条件に差を付けることは法律違反となることになったのです。たとえば非正規だから交通費を払わない、あるいは社員食堂、更衣室を使わせないなどが許



されないと厚労省から例示されています。同じ職場で同じ仕事を働く労働者の間に差別があってはなりません。同じ仕事には同じ賃金が支払われるのは当然です。しかし、実際には多くの不当な差別があることは誰の目にも明らかです。

郵便局で働く非正規労働者(郵政ユニオン)や、地下鉄の売店で働く労働者(全国一般東京東部労働組合)や輸送関係労働者(全日建)が裁判を起して差別賃金の支払いを求めています。

このようにそれぞれの職場にはびこる差別をチェックして会社(経営者)に差別の是正を訴えていく必要があります。差別することは法律違反なのですから。

**労働契約法  
20条は差別を  
禁止しています**

**働く仲間の  
団結で、職場から  
差別をなくそう!**

2015春闘が闘われています。果たして中小零細企業で働く労働者やパート、派遣、契約労働者にも賃金の引き上げが行われるのでしょうか。昨年同様に大企業労働者ばかりに賃上げが行われ、また中小零細企業や非正規労働者は置いてきぼりにされるかもしれません。それではますます格差が広がっていきます。

2013年4月から改正労働契約法が施行されました。すべての労働者(公務員の一部を除く)に適用されるものです。この労働契約法改正によって以下のような条文が追加されました。

### 第20条

有期労働契約を締結している労働者の労働契約の内容及び労働条件が、期間の定めがあることにより、(雇)・期間の定めのない労働者の労働条件と相違する場合に於いて不合理と認められるものであってはならない。

皆さんの職場チェックをしてみましょう。裏面の表を参考にしてください。ご購入やご相談、ご意見は下記の労働組合にお問い合わせください。

ご相談・ご購入は(フリーダイヤル)

**0120-501-581**

連絡先

# 職場チェック表

\* 非正規雇用を理由とした労働条件の不合理的な差別は違法です！

※あなたの職場の労働条件に○を付けてみてください。

2015年 月 日

項目	あなたの労働条件(非正規)	同じ職場の正社員の条件	備考(具体的に)
賃金	時給・日給・月給	時給・日給・月給	
退職金	制度が(有・無)	有(勤続( )年から)・無	
一時金	有(年間約 円)・無	有(年間約 円)・無	
諸手当	支給・一部支給・無	支給・一部支給・無	支給方法に違いがあれば
交通費	有・無	有・無	
弔慰金/祝い金/傷病見舞金	有・無	有・無	
特別手当(年末年始等)	有・無	有・無	
熱帯・危険手当	有・無	有・無	
時間外賃金(計算方法などの違い)	有・無	有・無	
労災付加金	有・無	有・無	
住宅手当、社宅利用	有・無	有・無	
食費補助	有・無	有・無	
有給休暇	有・無	有・無	
慶弔休暇	有・無	有・無	
夏・冬特別休暇	有・無	有・無	
傷病休暇	有・無	有・無	
福利厚生関係	有・無	有・無	
健康診断	有・無	有・無	
雇用保険、厚生年金など	有・無	有・無	
制服等の貸与、更衣室や食堂の利用	有・無	有・無	
会社施設(保養所、スポーツ施設等)利用	有・無	有・無	
親睦会・レクリエーションの参加	有・無	有・無	
委員会等参加	有・無	有・無	
労働安全委員会や従業員代表選挙	有・無	有・無	

差し支えなければお答え下さい。

勤続( )年/年齢( )才/性別(男性・女性)/あなたの職場に労働組合はありますか(有・無)、加入できますか(できる・できない)  
雇用形態(派遣、契約社員、パート、請負)/会社の業種( )/従事している業務(事務、製造、サービス業、その他)/その他( )

**ご相談窓口(無料)は0120-501-581へお電話下さい。お近くの窓口にかかります。**

このアンケートの送り先：全国労働組合連絡協議会 TEL(03-5403-1650) FAX(03-5403-1653) 〒105-0004 東京都港区新橋6-7-1 川口ビル6F